



# クローバーNews

クローバー登録者ML等でもご案内のとおり、10月1日から（一社）福岡県精神保健福祉士協会における受任調整業務がスタートしました。今号では、現在まで受任状況や県内活動等についてご報告いただきます。また、今期よりクローバー運営委員会助言者に就任されたお二人のクローバーの過去・未来・いまの思いをご紹介します。

## 福岡県内におけるクローバー受任調整業務の部分委託がはじまりました！

羽野 宏美

（一般社団法人福岡県精神保健福祉士協会 副会長）

みなさんこんにちは。福岡県のクローバー活動についてご報告します。

認定成年後見人ネットワーク「クローバー」運営事業の受任調整業務を、都道府県精神保健福祉士協会に委託するための規程改正が承認され、2024年10月1日から福岡県域で受任調整の部分委託がはじまりました。

今までは家庭裁判所から「クローバー」事務局へ受任候補者の推薦依頼があり、クローバー登録者へ受任依頼の連絡が届いていましたが、今後、福岡県内の家庭裁判所・支部の受任調整窓口は、一般社団法人福岡県精神保健福祉士協会（以下、福岡県協会）が担うことになります。

窓口変更にあたり、県内の家庭裁判所へ文書にてお知らせをするとともに、主要な家庭裁判所へクローバー運営委員であり福岡県協会事務局（以下、事務局）の有菌氏、同じく事務局の井上氏、前クローバー運営委員の安部氏とともに、直接訪問いたしました。家庭裁判所からは窓口が同じ福岡県内となったことで、顔の見える連携や協力体制を構築していきたいと前向きな意見をいただきました。その成果として、家事関係機関との連絡協議会にオブザーバーとして招かれ、また当初の予想を上回るペースで受任依頼が事務局に届いています。

今後は福岡県協会での登録者同士の交流やフォローアップ体制づくり、クローバーの登録者を増やしていく活動ができればと考えております。

これからの福岡県協会の活動を見守っていただければ幸いです。

## 認定成年後見人ネットワーク「クローバー」

### ◆登録・受任相談・受任件数

（2024年11月30日）

都道府県	登録者数	受任相談累計	2024年度実績(11月30日現在)			受任件数	受任調整中	受任不可・取下数
			相談件数	家裁から依頼	中核機関等依頼			
北海道	5	8	1	1	0	1	0	0
青森県	2	4	0	0	0	0	0	0
岩手県	2	2	0	0	0	0	0	0
宮城県	7	12	2	0	2	1	1	0
秋田県	4	6	2	2	0	2	0	0
山形県	2	13	0	0	0	0	0	0
福島県	2	3	0	0	0	0	0	0
茨城県	2	1	1	0	1	0	0	1
栃木県	8	25	1	1	0	0	1	0
群馬県	3	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	20	40	6	1	5	0	3	3
千葉県	10	8	1	1	0	1	0	0
東京都	47	215	18	6	12	5	9	4
神奈川県	15	37	1	0	1	0	1	0
新潟県	3	6	1	1	0	1	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	1	0	0	0	0	0	0	0
福井県	1	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	4	5	0	0	0	0	0	0
長野県	5	2	1	0	1	1	0	0
岐阜県	4	3	0	0	0	0	0	0
静岡県	10	23	2	2	0	0	0	2
愛知県	14	15	0	0	0	0	0	0
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	1	0	0	0	0	0	0	0
京都府	5	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	10	25	1	0	0	1	0	0
兵庫県	8	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	4	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	1	5	0	0	0	0	0	0
島根県	0	1	0	0	0	0	0	0
岡山県	4	1	0	0	0	0	0	0
広島県	4	6	0	0	0	0	0	0
山口県	2	1	0	0	0	0	0	0
徳島県	2	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	3	3	0	0	0	0	0	0
高知県	2	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	23	99	7	7	0	5	2	0
佐賀県	2	4	1	1	0	0	1	0
長門県	7	11	1	1	0	1	0	0
熊本県	7	90	4	4	0	1	0	3
大分県	1	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	1	6	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	2	4	0	0	0	0	0	0
沖縄県	12	35	12	12	0	2	0	10
例外対成	0	2	0	0	0	0	0	0
合計	272	721	63	40	22	22	19	22

※「受任不可・取下数」とは、候補者不在または依頼先からの取下げのあった件数です。

## ◆活動状況（2024年9月1日～11月30日）

- |  |                                 |
|--|---------------------------------|
| 9/3 とちぎのクローバー・クローバー連絡会議(第8回)                       | 10/22 福岡家庭裁判所小倉支部への挨拶           |
| 9/12 第1回大阪&関西クローバー登録者の集い                           | 10/28 福岡家庭裁判所久留米支部への挨拶          |
| 9/21 第3回神奈川クローバー登録者の集い                             | 11/5 第1回登録者フォロー/継続研修小委員会        |
| 10/12 リーガルサポート神奈川県支部<br>令和6年度名簿更新者向けセミナー(講師:浅沼委員長) | 11/8 福岡家庭裁判所飯塚支部への挨拶            |
| 10/10 第3回東京クローバー登録者の集い                             | 11/14 第2回大阪&関西クローバー登録者の集い       |
| 10/17 福岡家庭裁判所への挨拶                                  | 11/16 第4回神奈川クローバー登録者の集い         |
|  | 11/27 部分委託に係る第4回事務打合せ(福岡県協会事務局) |

2014年度から2023年度までクローバー運営委員長、副委員長としてクローバーを支え、牽引してこられたお二人が、2024年度から助言者に就任なされました。「クローバー」設立から15年を迎え、クローバーの過去と未来、“いま”の思いをご執筆いただきました。



## クローバーの過去・未来“いま”の思い



長谷川 千種（助言者）

クローバー受任第1号から15年経ちました。登録者は270人を超え、受任相談件数は累計で700件を超えました。しかし、全国状況を見ると依頼のある家庭裁判所は限られており地域偏在が続いています。クローバー登録者が少ない、家庭裁判所からクローバーが成年後見を担う専門職として認知されていないなど要因はさまざまです。

今後、クローバーはどこを目指すのでしょうか。爆発的な登録者の増加より、登録者増を図りながらも、質の追及を図ることにあるのではないのでしょうか。クローバーに求められるのは、精神障害やメンタルヘルスの理解と支援に長けていることと、本人が決める「自己決定」に価値を置き、何かを決める「意思決定」の重要性に向き合い、自己決定・意思決定支援を実践し、必要に応じて権限の範囲内で代理決定等を行うことにあるでしょう。

このような活動は、地域支援機関や支援チームとともにあるため、本来、地域に根差して展開することが必要です。クローバーは全国を対象としている組織ですが、新たな試みとして県単位で受任依頼相談窓口を県の精神保健福祉士協会へ委託する試行的事業を始めました。全国の都道府県精神保健福祉士協会へ広がる転換点になればと期待しています。

2026（令和8）年度以降には、民法の改正が予定されており、“生涯後見”ではない、“終われる後見”が検討されています。

クローバー登録者の皆さま、共に歩みながら、時代の変化にかかわっていきましょう。

齋藤 敏靖（助言者）

クローバー運営委員並びに副委員長を退任し、今期は助言者という立場で委員会に参加しています。クローバー設立の準備段階を含めれば、20年以上かかわらせていただいたわけで、感慨深いものがあります。一方、事務局からいただく矢継ぎ早の受任依頼の判断・対応等に遅れがちで、「申し訳ない」と思いつつ、四苦八苦していたのが懐かしい気もしています。

クローバー（活動）の私の「過去の思い」ですが、クローバー活動初期には、自己決定 VS 成年後見制度という対立構造が問題でした。全ての構成員が納得できる説明は、理念的な根拠は提示できても、具体的には説明ができませんでした。

特に頭でっかちになりがちな私にとって、理屈っぽく語ることで、多くの方々には敬遠されてしまったかも知れません。

それが、今では「意思決定支援」という形で具体的に提示できるというのは、大きな変化だと思います。特に「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」は、「これこれ、これが言いたかったのだ！」という思いでした。身体から力がスッと抜けたようで、クローバー活動にとっても、大きな後押しになりました。

さて、クローバーの「未来」ですが、浅沼委員長をはじめクローバー委員の皆さんが新しい発想で続々と運営企画を進めておられるのを仄聞し、大変ありがたく思っています。

私自身は埼玉県川越の地で、後見に関する活動を続けさせていただきますので、今後ともよろしくお願いたします。

### ★クローバー事務局よりお知らせ★

2025年4月以降、成年後見人等が各家庭裁判所に報告する書式が統一されます。

家事事件を受任中の方は、管轄家裁への報告書類は下記 URL にアクセスのうえ、記載例を参考に作成・提出を進めてください。

【成年後見人・保佐人・補助人の報告書式】

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/koukenp7/koukenhoukoku1/index.html>

### 編集後記

今回の紙面はいままで以上に感銘深い内容となったと個人的に感じています。長年、クローバー運営委員を担ってこられた、お二人からの”過去・未来”が語られ、部分委託が始まった福岡県の取り組みが紹介される内容となりました。受任依頼も日に日に多くなっているクローバーですが（地域差はあります）、来年以降も進化していけるクローバーになればと思っています。（岡田 昌大）